

# 老朽危険空家除却費用の助成制度

老朽化が著しく、倒壊の危険性が高いと杉並区が判定した空家を除却する場合、対象となる工事費用の一部を補助しています。

## 助成対象建築物

○老朽危険空家

- ・特定空家等（空家対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定するもの）
- ・特定空家等に準じる建築物（区が特定空家等に準じる建築物と判定したもの）

○杉並区内に存し、年間を通して使用されていないもの

○共同住宅及び長屋については、全住戸が空室となっているもの

○所有者が個人であること

○住宅部分の延床面積が2分の1以上のもの（特定空家等を除く）



## 申請者

○助成対象建築物の所有者であること

\*複数の所有者が存在する場合は、全ての所有者の代表者であること

\*所有権以外の権利者が存在する場合は、当該権利者の同意を得ること

○助成金交付申請時に住民税を滞納していないこと

○暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

## 助成対象工事

○建設業法による許可、建設工事に係る再資源化等に関する法律による登録を受けた者が行う工事であること

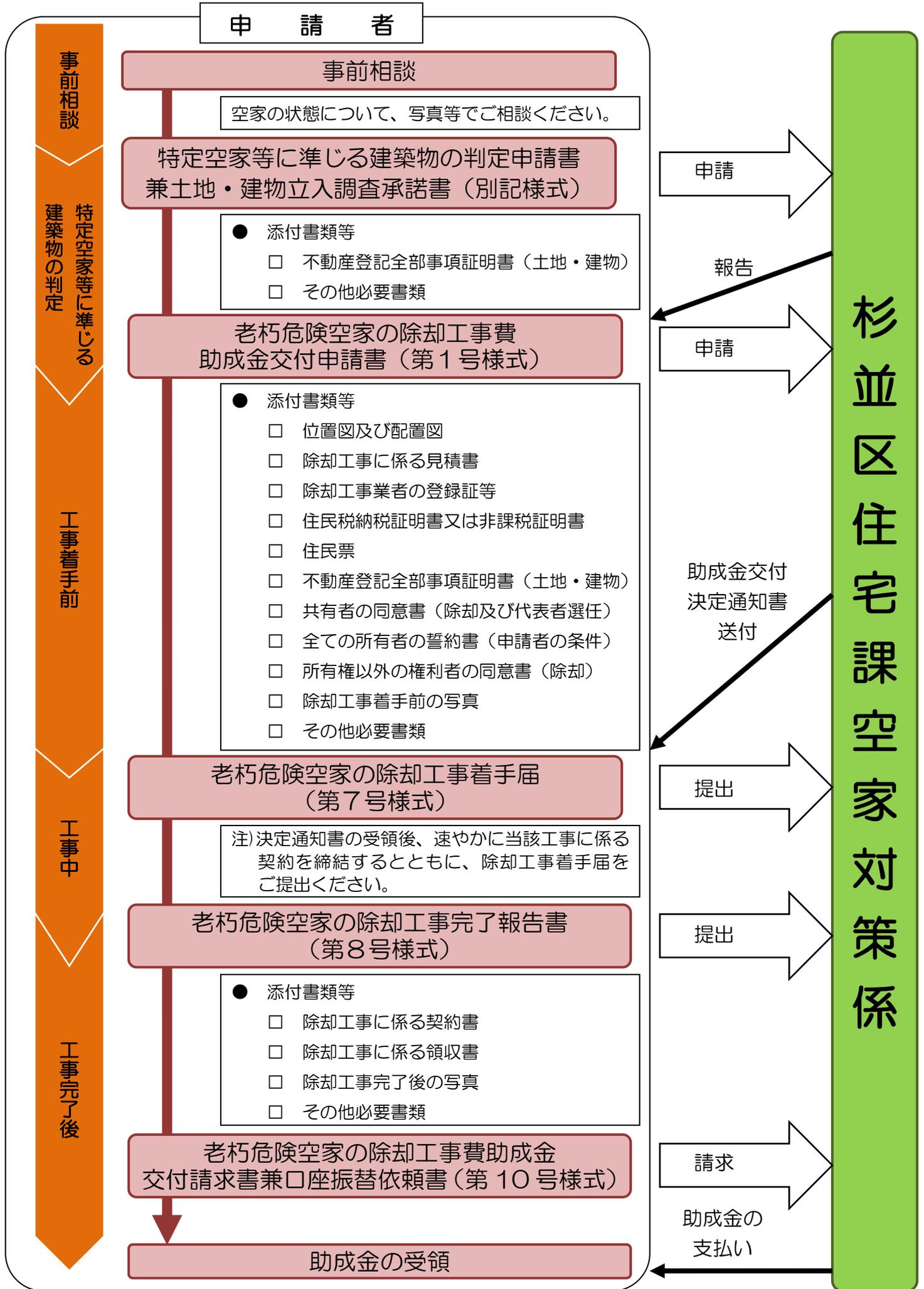
○助成対象建築物の全部を解体し、除却すること

## 助成率・助成上限

○除却工事費の80%

○上限150万円

# 申請手続きの流れ



# 事前相談について

判定申請書の提出の前に、助成対象である特定空家等に準じる建築物に該当する可能性があるか否かを、予め確認するために事前相談を行っています。ご所有の建物について、下記の項目に該当するような状態の場合、老朽化の激しい箇所を重点的に写真に撮って、ご相談ください。

- 外 壁…建物内外を貫通する穴、大きく下地が露出している箇所。
- 屋 根…部材の著しい剥がれ、穴があいている箇所。
- 柱や梁…部材の腐朽、破損等がみられる箇所。
- 床 …穴があいている箇所。

事前相談で特定空家等に準じる建築物に該当する可能性があると判断した場合は、杉並区が「特定空家等に準じる建築物の判定」のための調査を行いますので、建築物の判定申請書をご提出ください。

ただし、特定空家等の所有者の方は、「特定空家等に準じる建築物の判定」に係る手続きを行わず、老朽危険空家の除却工事費助成金交付申請書（第1号様式）及び必要な添付書類等をご提出ください。

## 添付書類等について

### 1 建築物の判定申請時

- 不動産登記全部事項証明書（土地・建物）：交付後3箇月以内のもの
- その他必要書類：建物が未登記など、登記簿謄本で所有者が確認できない場合は、所有者の確認ができる書類が必要になりますので、ご相談ください。

### 2 助成金交付の申請時

- 位置図：住宅地図等により建築物の場所が分かるもの
- 配置図：建築物のある土地と建築物の位置関係が分かるもの
- 除却工事に係る見積書（写し可）：(a) 仮設工事及び建築物の撤去工事と (b) 整地工事に係る費用の積算を別内訳とし、除却工事事業者の押印があるもの
- 除却工事業者の登録証等（写し）：登録番号等確認ができるもの
- 住民税納税証明書又は非課税証明書：前年度のもの
- 住民票：交付後3箇月以内のもの
- 不動産登記全部事項証明書（土地・建物）：交付後3箇月以内のもの
- 共有者の同意書（除却及び代表者選任）：本人による署名及び押印のあるもの
- 全ての所有者の誓約書（申請者の条件）：本人による署名及び押印のあるもの
- 所有権以外の権利者の同意書（除却）：本人による署名及び押印のあるもの  
(法人の場合は、代表者による記名及び代表者印の押印)
- 除却工事着手前の写真：除却する建築物を2方向以上から撮影したもので、全景が分かるもの

### 3 工事完了報告書の提出時

- 除却工事に係る契約書の写し：除却工事事業者の押印があるもの
- 除却工事費に係る領収書（写し可）：(a) 仮設工事及び建築物の撤去工事と (b) 整地工事に係る費用の積算を別内訳としたもの
- 除却工事完了後の写真：除却工事着手前の写真とほぼ同位置から撮影したもの

## 跡地の活用について

建築物の除却工事後の跡地の活用について、杉並区から無償による借上げの要望等がある場合があります。

その際、区からの要望等の申出期限については、助成金交付決定通知書を区が交付した日から3箇月間とします。

ただし、3箇月を越えて区との協議に応じる場合は、この限りではありません。

## 申し込みにあたってのご注意

○交付決定前に除却工事に着手している場合は助成対象となりません。

○一敷地において、同時に除却工事を行う建築物が2棟以上ある場合は、合わせて一体の除却工事とみなします。

○不動産販売、不動産貸付又は駐車場貸付等を業とするものが当該業のために行う除却工事である場合は助成対象となりません。

○申請年度の2月28日までに除却工事完了報告書（第8号様式）の提出ができない場合は助成対象となりません。

○次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、または既に交付した助成金については期限を定めて返還を求めることがあります。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
- ② 助成金の交付決定の内容又はこれに付した助成の条件に違反したとき
- ③ 正当な理由なく除却工事を中止したとき
- ④ その他区長が必要と認めたとき

## お問い合わせ先

杉並区役所 都市整備部 住宅課 空家対策係  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 西棟5階  
TEL 03-3312-2111 内線3547・3548

